

都市計画税



原則として都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋に対してかかる税金で、その収入は、都市整備などの費用にあてられる目的税です。

1 納める方は

固定資産税の課税対象のうち、原則として都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者。

この所有者は、固定資産税における所有者と同じ。

2 納める額は

土地・家屋の価格^(※) × 税率

(※)は、原則として固定資産税における固定資産の価格と同じ。

税 率	市 町
0.3%	津市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、亀山市
0.2%	四日市市、桑名市、鈴鹿市、鳥羽市

(注)三重県では、左記以外の市町においては都市計画税は課税されていません。

3 申告と納税は

毎年1月1日現在の所有者が、市町から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて市町の条例で定められた納期(通常4月、7月、12月、2月)に納めます。

事業所税



1 納める方は

四日市市内に所在する事業所等(事務所・店舗・工場・倉庫など)で事業を行う法人または個人

2 納める額は

納税義務者		税 率
資産割	四日市市内の事業所床面積の合計が1,000平方メートルを超える法人または個人	事業所床面積1平方メートルにつき、600円
従業者割	四日市市内の従業者数の合計が100人を超える法人または個人	従業者給与総額の、100分の0.25

3 申告と納税は

法人の場合は事業年度終了の日から2月以内、個人の場合は翌年3月15日までに四日市市に申告し、納めます。